

クリーンウッド法の運用案が決まりました。

平成18年度からスタートした合法木材の事業者認定制度をより厳格に運用する為に、昨年5月、議員立法として通常国会で成立したクリーンウッド法「合法伐採木材等流通利用促進法」(既報245号)が5月より施行されます。

農林水産省・経済産業省・国土交通省の3省はその運用案をまとめて発表しました。合法的に伐採された木材を利用する木材関連事業者(木材の製造・加工・輸入・販売事業者、木材を利用する建設業者)に合法伐採木材の利用を求める努力義務を課した上で、合法木材を流通・利用する優良事業者の登録制度が創設されます。

運用案では対象物品を製材・集成材・間伐材・合板・サイディングボード・フローリング・木質系セメント板などを規定しています。

また、製造・加工・輸入・販売事業者を「第1種木材関連事業」とし、建設事業者などを「第2種木材関連事業」と定義しています。但し、型枠は対象物品に含まれず、型枠工事事業者も登録対象にはならないようです。

第1種の登録は事業全体で合法性の確認を求めますが、第2種は事業所・部門・製品単位での登録を認めるそうです。

今後、登録機関の認定・発表があり、秋頃からの登録開始となるそうです。(現行の合法木材の事業者認定とは違い、別機関での登録となり、登録料も15,000円位の予定です)

「プレカット加工図の厳格な確認」をお願いします。

加工ミスにより、お客様に御迷惑をかけない為に、社内で検討いたしましたところ、お客様の御要望、設計思想の理解不足、伝達間違いがその大きな要素と思われます。同業プレカット工場のやり方を学び、4月以降お客様の御協力により、図面の段階でのミスを減らす為に、従来の一括「加工承認」ではなく、加工図面ごとの加工承認をお願いする事といたします。加工承認後の変更は再度各図面への承認をいただき、その後加工データの作成を行うことで、加工ミスの撲滅に努めたいと考えております。加工日程の調整等ご迷惑の掛からないよう努力いたしますので、加工図面の厳格な確認をお願いいたします。

【情報】

「かごしまCLTシンポジウム」が開催されます。

鉄筋コンクリートや鉄骨で建設されていた中規模の建築物へのCLTを活用した一般的な設計法が国土交通省告示として示され、複雑な手続き無しに木造化が可能となります。

日時 3月4日(土) 13:30~15:00

場所 マリンパレスかごしま

内容 森林資源活用の意義・必要性 有馬孝禮氏
建築へのCLT活用の可能性 武松幸治氏

【定休日】

3月は5, 11, 12, 18, 19, 25, 26日となります

4月は1, 2, 8, 9, 15, 16, 22, 23, 30日となります

宜しくお願いします。

本図での加工を承認し注文します。

日付	承認

各図面での御承認案